

を殺害した」という前科に係る事実ないし経験が、それ自体として、被告人のXに対する意図や感情を推認させるような関係にはないからである。このように、同種・類似事実による主観的要素の立証ないし認定の許否は、事案ごとに個別具体的に検討する必要がある。

3. 伝聞法則

(1) 意義

ある証拠が、次のいずれかの形式に該当する場合に、その証拠能力を原則として否定する法理（320 I）

① 公判期日における供述に代えて証拠とされる書面（供述代用書面）

ex. 交通事故を目撃したWが証言することに代えて証拠とされる、同人作成の供述書



✓ 解説の便宜から「第三者証言」と称しているが、一般的には「伝聞供述」と呼ばれる

② 公判期日外における他の者の供述を内容とする供述（第三者証言）

ex. 公判期日外で語られた目撃者Wの供述を内容とする、友人Aの証言



cf. 供述代用書面と第三者証言は、まとめて「公判廷外における供述を内容とする証拠」と表現される

(2) 伝聞法則の趣旨

ア 供述の有用性と危険性

裁判所が歴史的眞実（過去に起きた事象）を探求する上で、人の供述（体験談）は非常に有用な資料となる

しかし、人の供述には、知覚・記憶・表現・叙述の過程に誤りが存在する可能性が常に付きまとう（ex. 見間違い・記憶違い・意図的な歪曲・言い間違い）

そのため、事実認定の資料とする際には、供述過程に誤りがあるか否かを吟味することが不可欠となる

イ 供述過程の吟味のために本来行うべき手続

供述過程の吟味は、体験者本人を公判廷に出頭させ、そこで証言させるという手段によって実現される

すなわち、その体験者を証人として尋問の手続を履むことで、㊦偽証罪告知と宣誓の手続による威嚇（154、規120）、㊧相手方当事者による反対尋問（304Ⅱ、規199の2㉔）、㊨裁判所による供述態度の観察が可能となり、これらによって供述過程の誤りの有無が吟味される



ウ 供述代用書面や第三者証言の問題点

体験者本人を証人として尋問せず、その供述書や供述録取書を証拠とする場合、あるいは、体験者から話を聞いた第三者に証言させるという場合、体験者に対して㊦㊧㊨のような措置を講じることができず、その供述過程について吟味することが不可能となる

そして、そのような証拠によって裁判所が事実認定を行えば、誤判が生じかねない

ex. 交通事故を目撃したWが作成した供述書を証拠とする場合



ex. 交通事故を目撃したWから事故状況を聞いた友人Aが公判廷に出頭し、その内容を証言する場合



✓ 供述代用書面と第三者証言は、公判廷外供述が「書面」を介して提出されるのか、「第三者」を介して提出されるのかという違いはないといえる

エ 総括

伝聞法則（320 I）の趣旨は、供述過程の吟味を経ない証拠に基づいて誤った事実認定が行われることを防止する点にある

(3) 伝聞法則が適用されるべき証拠（伝聞証拠の意義）

ア 趣旨が妥当する範囲

320条1項の文言どおりに解するならば、公判廷外における供述を内容とする証拠（供述代用書面と第三者証言）には、漏れなく伝聞法則が適用されるべきとも思える

しかし、「公判廷外における供述を内容とする証拠」に該当しても、原供述者（体験者）の供述過程を吟味する必要がある場合もあり得る
そして、そのような場合は、伝聞法則を適用する必要もない

ex. 被告人甲が妄想状態に陥っていたことを立証するための証拠として、「宇宙人が話しかけてきた」との記載がある甲作成の日記帳が証拠請求された場合

→同日記帳は、公判廷外における甲の供述を内容とする証拠に該当するが、裁判所がこれに基づいて甲の精神状態を認定する上では、甲の供述過程を吟味する必要があると考えられる

すなわち、裁判所としては、同日記帳により、甲が非現実的な内容を書き記していたという事実（＝公判廷外供述の存在）さえ確認できれば、そこから当時の精神状態を推認し得る。そして、甲が宇宙人に話しかけられたという事実が実際にあったか否か（＝公判廷外供述の内容の真実性）は問題とならず、甲の供述過程に誤りがあるか否かを吟味する必要があるといえる

∴ 伝聞法則を適用する必要なし

